

「交通事故・労働災害防止総決起大会」で龍ヶ崎労働基準監督署が時間外労働の上限規制や荷役作業にかかる労働安全衛生規則改正について周知を行いました！

令和6年2月15日



リーフレットを用いて説明を行う大島署長



高橋安全衛生課長

龍ヶ崎労働基準監督署（署長 大島成明）は、茨城県トラック協会県南支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部県南分会が主催する「交通事故・労働災害防止総決起大会」に出席し、大島署長から時間外労働の上限規制に関する取り組みの推進を依頼したほか、高橋安全衛生課長から労働災害の発生状況と荷役作業にかかる労働安全衛生規則改正について説明を行いました。

労働安全衛生規則の主な改正内容としては、荷役作業時の昇降設備の設置や保護帽着用適用範囲の拡大であり、昨年10月1日から施行されているほか、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の義務化が本年2月1日から施行されています。

そのほか大会では、県南支部長、県南分会長の糸賀祥治氏から交通事故や労働災害防止の推進や労働時間の上限規制への対応について呼びかけがあったほか、「働き方改革関連法及び改善基準告示対応と36協定の具体的な作成方法」について、社会保険労務士の岩崎空氏の講演が行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。

龍ヶ崎署管内における令和5年の陸上貨物運送事業の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、本年1月末現在で29件となり、昨年同期と比べて6件の増加となっています。

【連絡先】龍ヶ崎労働基準監督署

電話：0297-62-3331